

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書  
**【提出先】** 東海財務局長  
**【提出日】** 平成21年4月13日  
**【会社名】** 協和医科器械株式会社  
**【英訳名】** KYOWA MEDICAL CORPORATION  
**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 池谷 保彦  
**【本店の所在の場所】** 静岡県静岡市清水区草薙北3番18号  
**【電話番号】** 054-345-8144  
**【事務連絡者氏名】** 取締役経営管理本部長 柴田 英治  
**【最寄りの連絡場所】** 静岡県静岡市清水区草薙北3番18号  
**【電話番号】** 054-345-8144  
**【事務連絡者氏名】** 取締役経営管理本部長 柴田 英治  
**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成21年4月13日開催の取締役会において、当社株主総会での承認決議等所定の手続きを経た上で、平成21年7月1日を期して、株式移転方式により完全親会社を設立することを基本的に決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### 1．当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合の当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

当該株式移転につきましては、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、当該他の株式移転完全子会社となる会社はありません。

### 2．当該株式移転の目的

当社は、静岡県を中心に東海及び首都圏地域の医療機関向けに医療機器を販売する医療機器卸売企業であります。当社が属する医療機器販売業界は、償還価格のマイナス改定、広域に渡る医療機関による医療機器の共同購入の進展や経営改善に努める医療機関からの値下げ要求による販売価格の低下により、医療機器ディーラーの経営環境は引き続き厳しさを増しております。また、近年、医療機器を安全に提供するための納品体制や情報システムの整備等に関わるコスト負担増等、わが国の医療機器ディーラーを取り巻く環境は想定していた以上に大きく変化しており、経営の効率化を進めることが喫緊の課題となる中で、合併や業務提携の動きが加速しております。

このような状況を踏まえ、当社は、今後、同業他社との提携等を想定しており、多様化する医療機関のニーズへの対応、更なる業務効率の改善、国内市場での大幅な競争力アップを実現するため、持株会社制へ移行し、変化が著しい医療機器販売業界の事業環境に対応した事業再編の機動性や柔軟性を確保するとともに、将来的には仕入機能や物流機能等を持株会社に一元化することにより、スケールメリットを生かし、価格交渉力の向上や物流コストの低減を図ることで、今以上に成長を加速し、更なる企業価値の向上を実現してまいりたいと考えております。

### 3．当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）その他の株式移転計画の内容

#### (1) 当該株式移転の方法

会社法第772条第1項に定める株式移転の方法によります。

#### (2) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）その他の株式移転計画の内容

##### 株式移転比率

	協和医科ホールディングス株式会社	協和医科器械株式会社
株式移転比率	1	0.1

(注) 株式の割当比率については、協和医科器械株式会社の普通株式1株に対して協和医科ホールディングス株式会社の普通株式0.1株を割当交付いたします。

##### 株式移転の日程

株主総会基準日 平成21年3月31日  
株式移転計画承認取締役会 平成21年4月13日  
株式移転計画承認臨時株主総会 平成21年5月1日（予定）  
上場廃止日 平成21年6月25日（予定）  
新会社上場日 平成21年7月1日（予定）  
新会社設立登記日（効力発生日） 平成21年7月1日（予定）

##### その他の株式移転計画の内容

##### 株式移転計画書（写）

協和医科器械株式会社（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により株式移転設立完全親会社である協和医科ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）を設立するため、以下のとおり株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、甲は単独株式移転の方法により、新たに設立する乙の成立の日において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

#### 第2条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙「協和医科ホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

#### 第3条（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 池谷 保彦（社長）  
平野 清

- 柴田 英治  
遠山 峰輝（社外取締役）  
宮崎 清英（社外取締役）
- (2) 設立時監査役  
田中 勉  
大澤 恒夫（社外監査役）  
神田 増男（社外監査役）
- (3) 設立時会計監査人  
監査法人トーマツ

第4条（乙が本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、甲の株主に対して、その有する甲の普通株式に代わり、乙の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）の前日最終の時点における甲の発行済株式の総数に0.1を乗じて得た数（但し、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、前項の乙の普通株式を、乙の成立の日の前日の最終の甲の株主名簿に記載または記録された株主（但し、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りの請求をする甲の株主については、当該株主に代えて、甲が株主として記載または記録されているものとみなす。）に対して、その有する甲の普通株式に代わり、次のとおり割当てる。  
甲の株主については、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.1株

第5条（乙の資本金および準備金の額）

乙の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 800百万円  
(2) 資本準備金の額 0円  
(3) 利益準備金の額 0円

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成21年7月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

甲は、平成21年5月1日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。なお、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、上記の株主総会開催日を変更することができる。

第8条（乙の株式上場）

乙は、乙の成立の日に、その発行する株式のジャスダック証券取引所への上場を予定する。

第9条（乙の株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

甲は、平成21年6月30日の最終の甲の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第11条（事情変更）

本株式移転計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、甲の財産または経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲は、本株式移転計画の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第12条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第7条に定める甲の本株式移転計画承認株主総会において本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項の承認が得られない場合、または本株式移転につき法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、次に記名・押印する。

平成21年4月13日

甲：静岡県静岡市清水区草薙北3番18号  
協和医科器械株式会社  
代表取締役社長 池谷保彦

別紙「協和医科ホールディングス株式会社 定款」

## 第一章 総則

(商号)

第1条 当社は協和医科ホールディングス株式会社と称し、英文ではKYOWA MEDICAL HOLDINGS Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む国内外の会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理を目的とする。

- (1)医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の製造および販売
- (2)医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具のレンタルおよびリース業務
- (3)動物用医療機器の販売ならびにレンタルおよびリース業務
- (4)スポーツ用品・健康機器・ローヤルゼリー・杜仲茶・高麗人参等健康食品の販売
- (5)中古医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等中古福祉用具の販売
- (6)医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の修理業
- (7)医薬品販売業
- (8)動物用医薬品販売業
- (9)毒物劇物一般販売業
- (10)計量器販売業
- (11)損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (12)訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護に関する業務
- (13)住宅改修・住宅営繕等に関する業務
- (14)介護保険法第8条第21項に基づく居宅介護支援事業
- (15)管工事業(医療用)
- (16)内装仕上工事業
- (17)コンピュータシステムの開発、販売およびコンピュータシステムを利用した情報サービス
- (18)不動産の売買、賃貸、仲介および管理運営
- (19)前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県静岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第二章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、330万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第三章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### 第四章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。  
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(顧問および相談役)

第30条 取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第五章 監査役および監査役会

(員数)

- 第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第33条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役)

- 第35条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 2.補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条の規定を準用する。
- 3.第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4.補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(常勤の監査役)

- 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

- 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

- 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第六章 会計監査人

(選任方法)

- 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2.会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

- 第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第七章 計算

(事業年度)

- 第45条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当金)

- 第46条 当社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第48条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

附則

（設立の方法）

第1条 当社の設立は、会社法第772条の株式移転による。

（最初の事業年度）

第2条 当社の最初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、当社の設立の日から平成22年6月30日までとする。

（報酬等）

第3条 当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、年額150百万円以内とし、当社の最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は、年額50百万円以内とする。

（最初の取締役の任期）

第4条 当社の最初の取締役の任期は、第21条第1項の規定に関わらず、当社の最初の定時株主総会終結の時までとする。

（附則の削除）

第5条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

#### 4. 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）の算定根拠

##### 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであります。その中で、株式移転時の当社の株主構成と協和医科ホールディングス㈱の株主構成に変化は生じないことから1：1の株式移転比率を検討しておりましたが、1単元を100株とする投資単位の水準と現行の1株あたりの株価水準を勘案し、協和医科ホールディングス㈱成立日の前日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社の普通株式1株につき、協和医科ホールディングス㈱の普通株式0.1株を割当てることとしました。なお、1株に満たない割当株式につきましては、端数の合計数に相当する数の株式を買取による方法で処理する予定であります。

##### 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記の理由により、第三者機関による算定は行いません。

#### 5. 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	協和医科ホールディングス株式会社
(2) 本店の所在地	静岡県静岡市清水区草薙北3番18号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 池谷 保彦
(4) 資本金の額	800百万円
(5) 純資産の額	未定
(6) 総資産の額	未定
(7) 事業の内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務

以上